

措置状況総括表

令和3年5月28日公表分

平成27年度監査テーマ:過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み20, 措置中0, 措置予定0, 検討中0, 不措置1) 意見74(うち措置済み72, 措置中0, 措置予定1, 検討中0, 不措置1)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

| 担当課等 | 措置状況 | 指 摘 | | | | | 意 見 | | | | |
|------|-------------|------|-------|------|-----|-----|------|-------|------|------|-----|
| | | 措置済み | 措置中 | 措置予定 | 検討中 | 不措置 | 措置済み | 措置中 | 措置予定 | 検討中 | 不措置 |
| I | H20年度 指定管理 | 5 | 4 | | | 1 | 63 | 63 | | | |
| | 人事課 | | | | | | 17 | 17 | | | |
| | 文化・未来創造課 | | | | | | 3 | 3 | | | |
| | スポーツ振興課 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | |
| | にぎわいづくり課 | 4 | 3 | | | 1 | 14 | 14 | | | |
| | スマート林業課 | | | | | | 2 | 2 | | | |
| | 県土整備政策課 | | | | | | 4 | 4 | | | |
| | 都市計画課 | | | | | | 8 | 8 | | | |
| | 監査事務局 | | | | | | 14 | 14 | | | |
| II | H21年度 教育委員会 | 2 | 2 | | | | 8 | 7 | | 1 | |
| | 秘書課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 教育政策課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 施設整備課 | 1 | 1 | | | | 2 | 1 | | 1 | |
| | 教育創生課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 教職員課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | グローバル・文化教育課 | 1 | 1 | | | | 1 | 1 | | | |
| | 総合教育センター | | | | | | 1 | 1 | | | |
| III | H22年度 県税 | 8 | 8 | | | | 11 | 10 | | | 1 |
| | 人事課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 税務課 | 8 | 8 | | | | 9 | 8 | | | 1 |
| | 監査事務局 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| IV | H23年度 情報関連 | 2 | 2 | | | | 9 | 9 | | | |
| | 秘書課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 管財課 | 1 | 1 | | | | | | | | |
| | 税務課 | | | | | | 3 | 3 | | | |
| | スマート県庁推進課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 保健製薬環境センター | 1 | 1 | | | | | | | | |
| | 建設管理課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 砂防防災課 | | | | | | 2 | 2 | | | |
| | 学校教育課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| V | H24年度 観光関連 | 4 | 4 | | | | 17 | 17 | | | |
| | 観光政策課 | 2 | 2 | | | | 5 | 5 | | | |
| | ダイバーシティ推進課 | | | | | | 2 | 2 | | | |
| | にぎわいづくり課 | 2 | 2 | | | | 7 | 7 | | | |
| | もうかるブランド推進課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 都市計画課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 次世代交通課 | | | | | | 1 | 1 | | | |
| | 合計(※) | 21 | 20 | | | 1 | 108 | 106 | | 1 | 1 |
| | 構成比 | 100% | 95.2% | | | 5% | 100% | 98.1% | | 0.9% | 1% |

(参考)

令和2年5月29日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 措置中0, 措置予定2, 検討中1, 不措置0) 意見74(うち措置済み71, 措置中0, 措置予定1, 検討中1, 不措置1)

令和元年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 検討中3, 未措置0) 意見74(うち措置済み70, 検討中4, 未措置0)

平成30年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 検討中3, 未措置0) 意見74(うち措置済み66, 検討中8, 未措置0)

平成29年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み16, 検討中5, 未措置0) 意見74(うち措置済み57, 検討中17, 未措置0)

平成28年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み14, 検討中7, 未措置0) 意見74(うち措置済み54, 検討中20, 未措置0)

措置状況一覧表

平成27年度監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定，事務執行及び管理運営について」

| 報告書 ページ | 項目 | 指摘及び意見 | 講じた措置等 | 措置状況 |
|---|--|--|---|------|
| 13-14 | 第2 徳島県立文学書道館 | | | |
| | 2 修繕費 | 修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また、指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。 (意見) | 修繕費の負担の範囲については、令和2年7月の指定管理者募集時に示した管理運営業務要求水準書において、「指定管理者は原則として1件につき100万円未満の修繕を実施する」と修繕費負担の基準額を設定した。あわせて、参考資料として過去3年間（平成29年度から令和元年度）における修繕実績について、個々の修繕内容を明示した。 (文化・未来創造課) | 措置済み |
| | | | <参考：令和2年5月29日公表分> 令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際には、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額を設定するとともに、過去の修繕実績については、修繕内容の内訳を含めて明示することとしている。 (県民文化課) | 措置予定 |
| <参考：平成28年9月30日公表分> 御意見を受け、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額の設定等、より明確な規定の導入に向けて検討する。 また、指定管理者の募集に当たっての修繕実績の明示について、募集要項において年間実績の総額を3年分記載した上で、更にそれらの内訳について問い合わせがあった場合、ホームページ上で公表することとしていたが、今後の募集においては、修繕内容の内訳も含めた明示を検討する。 (とくしま文化振興課) | | | 検討中 | |
| 17-20 | 第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設，徳島県蔵本公園スポーツ施設，徳島県立中央武道館 | | | |
| | 2 施設全体の安全性等 | 修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること、また実際の負担のあり方に基準がなく合理性 | 修繕費の費用負担については、令和3年3月に締結した基本協定書において、指定管理者が負担する修繕費用の範囲(年 | 措置済み |

| | | | | |
|-------|--|---|--|------|
| | | <p>に欠ける運用がなされてしまっていること、さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。(指摘)</p> | <p>間の上限額)を設定した。これを超えて修繕する場合には、指定管理者は修繕の必要性について事前に県と協議することとし、実施する必要があると県が認める修繕については県の負担とするよう規定した。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項について増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> | |
| | | | <p><参考：令和2年5月29日公表分></p> <p>令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定の導入を検討する。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項について増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> | 措置予定 |
| | | | <p><参考：平成28年9月30日公表分></p> <p>修繕費の負担についての基本協定書の規定については、全庁的な方針や関係機関との調整をする中で、引き続き検討する。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項についても増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。</p> <p>(県民スポーツ課)</p> | 検討中 |
| 36-38 | <p>第6 徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）</p> <p>4 修繕費の内容について</p> | <p>「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのように記載されているが、実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり、改めるべきである。</p> <p>また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(指摘)</p> | <p>平成27年度の包括外部監査の意見を受けて、令和2年度の募集時に、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入に向けて、具体的な修繕金額の設定について検討していたが、より明確な規定の導入はなじまないと判断した。</p> <p>当該施設は修繕件数も多く、修繕内容によっては一定の金額が常に必要である。現状においては、設備の修繕等について、指定管理料の中に含まれている年間2千5百万円の修繕費用の範囲内で、指定管理者に負担を強いることなく、迅速かつ適切に行っているところである。</p> <p>具体的な修繕金額の設定をせず、基本的な判断を現場の指定管理者に任せることで、より柔軟で機動的な現実的対応が</p> | 不措置 |

| | | | | |
|--|--|--|---|------|
| | | | <p>可能となり、来館者に不便をかけることなく、安全・快適な利用にも繋がっている。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> | |
| | | | <p><参考：令和2年5月29日公表分> 令和2年度において、令和3年度からの指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定を導入する。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> | 措置予定 |
| | | | <p><参考：平成28年9月30日公表分> 包括外部監査の指摘を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。 なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p> | 検討中 |

II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

| 報告書ページ | 項目 | 指摘及び意見 | 講じた措置等 | 措置状況 |
|--------|--------|--|--|------|
| 75-78 | 第4 奨学金 | <p>奨学金の延滞利息については、条例にしたがった処理をするべきである。条例の文言につき、課内文書で明らかに異なる解釈をすることは許されない。 保証人への督促も適切な運用がなされているか、再検討すべきである。(指摘)</p> | <p>奨学金の延滞利息については、平成27年度及び29年度に全国調査を行った。その際に他の都道府県から提供された取扱いや要綱と、外部有識者で構成する「未収金対策会議」でいただいた意見を元に、令和3年4月に延滞利息に関する取扱要綱を制定し、徳島県奨学金貸与条例等で規定している「正当な理由があると認められる」要件について具体的に示した。 また、保証人への督促については、これまで保証人が貸与終了時に送付先として指定されている場合、あるいは奨学生及び連帯保証人が破産した場合に限り連絡を行っていたが、この取扱いを平成30年度から改め、1年以上未納がある長期滞納者のうち1年以上入金及び連絡がなかった債権について、返還状況を年に1回程度通知することとし、分別の利益等について説明をした上で督促及び請求を行うこととした。</p> | 措置済み |

| | | | | |
|-------------|-----------|--|---|------|
| | | | (グローバル・文化教育課) | |
| | | | <p><参考：令和2年5月29日公表分> 徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」でいただいた意見を元に、他県の取扱い状況等を調査し、検討してきた。奨学生の様々な債権状況を実際の運用に照らし合わせ、公正公平な取扱いとするための検証に時間を要している。</p> <p>運用見直しについては、関係課と協議の上、未収金対策会議に諮り、令和2年度に方針を定める。その後、方針に基づいて要綱の整理、関係者への周知、奨学金システムの改修等を行い、新たな運用に向けて準備を進めていきたい。</p> <p>また、保証人への督促については、長期滞納者の返還状況を年に1回程度通知するものとし、分別の利益等について説明をした上で必要に応じて督促及び請求を行うものへと平成30年度に取扱いを改めた。初回の通知は令和2年3月に行った。</p> | 検討中 |
| | | | (グローバル・文化教育課) | |
| | | | <p><参考：平成28年9月30日公表分> 徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」で検討している。</p> | 検討中 |
| | | | (学校教育課) | |
| 第5 各県立学校の実情 | | | | |
| 78-79 | 1 エアコンの設置 | 外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。(意見) | <p>エアコンの設置や運営については、令和3年度から県立中学校について公費負担への切替えを行う。</p> <p>また、令和2年度において、公費により、池田高校三好校及び小松島西高校勝浦校について空調設備の設置を行った。</p> <p>今後、県立高等学校については、予算措置等について関係機関と引き続き調整を行う。</p> | 措置予定 |
| | | | <p>(施設整備課)</p> | |
| | | | <p><参考：令和2年5月29日公表分> エアコンの設置や運営については、市町村立学校では公費投入が進んでいることから、まず、県立中学校について公費負担への切替えを検討して参りたい。</p> <p>今後とも予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。</p> | 検討中 |
| | | | (施設整備課) | |

| | | | | |
|--|--|--|---|-----|
| | | | <p><参考：平成28年9月30日公表分> 学校現場からは、校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、直ちに対応できないのが現状である。 予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 (施設整備課)</p> | 検討中 |
|--|--|--|---|-----|